

基発 1226 第 3 号
令和 5 年 12 月 26 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「手すり先行工法等に関するガイドライン」について

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解御協力賜り、厚く御礼申し上げます。さて、建設業における足場からの墜落・転落災害を防止するためには、足場上での通常の作業に加え、足場の組立・解体作業において適切な対策を講じることも重要であり、足場の作業床となる箇所に適切な手すりを先行して設置する手すり先行工法が有効であることから、「手すり先行工法に関するガイドラインの策定について」（平成 21 年 4 月 24 日付け基発第 0424001 号）の別紙「手すり先行工法等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）により、手すり先行工法の普及を図ってきたところです。

ガイドラインについては、「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」の報告書（令和 4 年 10 月）において内容の充実が提言されており、また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和 5 年 6 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、「足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化を図ることとされたことを踏まえ、最新の足場機材や安全基準、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 5 年 厚生労働省令第 22 号。以下「改正省令」という。）等の内容を盛り込み、今般、ガイドラインを別紙のとおり改正したところです（以下「改正ガイドライン」という。）。

また、基本計画では、足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策について、「その周知とフォローを行うこととされており、改正ガイドラインの一層の周知とその定着を図る取組を促進する必要があります。

については、これらの改正の趣旨、内容等について御了知いただくとともに、会員の皆様への周知及び改正ガイドラインに基づく足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の徹底に引き続き取り組んでいただきますようよろしくお願い申し上げます。